令和3年八千代市農業委員会

第7回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和3年八千代市農業委員会第7回総会議事日程

開催日時 令和3年7月8日(木)午後1時30分~午後3時18分

開催場所 八千代市役所別館2階 第1・第2会議室

日程第1 議事録署名人の選任

日程第2 議案上程(議案第1号~第6号,報告第1号~第3号)

日程第3 議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号 農地法第5条の件(県許可分)

議案第2号 農地法第3条の件

議案第3号 農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)

議案第4号 八千代市農政審議会委員の選任

議案第5号 八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について

議案第6号 八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う意見聴取に

ついて

報告第1号 会長決裁事項の報告

農地の転用事実に関する照会の件

報告第2号 事務局長専決事項の報告

農地法第4条届出書の件

報告第3号 事務局長専決事項の報告

農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (1 3名)

1 市川和彦 3 島村隼人 4 鈴木正範

5 安原清 6 將司 実 7 加茂太郎

8 佐藤孝之 9 花島 淳 10 立石勝則

11 稲 垣 哲 也(早退)12 間 野 惠 一 13 齋 藤 孝 一

14 小名木 伸 雄

(欠席委員:2 黒 﨑 玲 子)

◆出席農地利用最適化推進委員 (11名)

1 黒澤京子 2 小林正樹 3 立石 猛

4 綱 島 和 朗 6 鈴 木 美 登 7 志 田 啓 佑

8 戸 田 真 一 9 長 岡 勇 10 立 石 秀 夫 11 中 臺 保 美 13 櫻 井 正 浩 (欠席委員:5 吉 橋 清 一 12 今 井 茂)

◆事務局 (5名)

 局
 長
 村田
 順儀
 次長
 小林
 直樹
 主査
 中尾
 通彦

 主任主事
 樽見
 侑樹
 主事
 栁田
 惇

◆総会議事録

議長

定刻でありますので始めたいと思います。

皆さん,こんにちは。

議事に入る前に私から1点申し上げます。

八千代市のまん延防止等重点措置区域の解除に伴い,今回からは通常の 会議形態に戻しますが,引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策とし て,会議中,委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いし ます。

議長

それでは、議事に入ります。

ただ今出席されております農業委員は14名中,13名,推進委員は1 3名中,11名です。

農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されま した令和3年八千代市農業委員会第7回総会は成立いたしました。

議長

傍聴人の方にお願いをいたします。

傍聴人の方は、傍聴証の裏面にある記載事項を守り、傍聴くださいます ようお願いいたします。

議長

ただ今から開会します。

◆日程第1,議事録署名人の選任を行います。

お諮りします。

議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしと認め, 指名します。

10番 立石勝則委員,12番 間野委員,両委員にお願いします。

議長

◆日程第2,議案第1号から議案第6号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。

この際,お手元に配付してあります文書により,朗読は省略しますので, ご了承願います。

議長

◆日程第3,これより議案の審議及び採決を行います。

議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。

議長

●議案第1号 農地法第5条の件,県許可分,

1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。

【1番 申請人入室】

議長

申請人の方でよろしいですか。

申請人

はい。

議長

申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。

次長

議案朗読(1番)

局長

本件は、7月1日、地区担当の鈴木委員、綱島推進委員と7月の現地調 査班で調査を行いました。

場所は、案内図1ページをご覧ください。勝田新東原の畑1筆で勝田台公民館の南東約700メートルに位置しています。土地の利用計画図は次の2ページをご覧ください。

申請理由は、成田市で土木工事業を営む申請者が、資材置場及び車両置場を設置したいとするものです。

土地の選定理由は、今後事業を拡大していくにあたり、現在使用している佐倉市の既存施設では手狭であり、申請地であれば佐倉市の営業所の近隣であり、スペースにもゆとりがあるため、事業に適していると判断し選定したとのことです。

転用許可基準である立地基準は、まず農地区分については、当該地は、 農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10~クタール未満である こと、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第 3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。

第2種農地は許可基準について、土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、申請地周辺において、計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。

申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。

転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとな

るものは確認できません。

周辺農地の営農条件への支障は、申請地の近隣に農地がありますが、申請地の周囲にはコンクリートブロック施工するため、土砂の流出の影響はありません。

雨水は,砕石敷きの自然浸透での処理となります。

工事中は、保安誘導員等の配置や道路側への保安柵を設置し、安全対策 を講じます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。

議長

続いて,担当委員の意見を求めます。

4番 鈴木正範委員どうぞ。

鈴木正範委員

4番 鈴木です。

去る7月1日に現地調査を行いました。

現地は畑として、適切に管理されておりました。

また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で 検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用につい ては止むを得ないと思います。

ただ地元では、接道する道路の幅員が狭く、周りには、少年野球場やサッカー場があり子供の往来が盛んです。またこの場所に資材を運び込む経路についても、狭い市街地を通り抜けなければならないということで、近隣の住民や地元の自治会から、資材を運搬するトラックの通行に対して、安全に注意していただきたいとの要望がありました。

譲受人におかれましては十分に配慮いただきたいと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑ありませんか。

【間野委員挙手】

議長

間野委員どうぞ。

間野委員

先ほど地元の委員からもありましたが、資材置場に入るのに、市街地を 通らなければならないこと、そして近くに少年野球場があって、子供たち が通ることも考えられますが、安全対策についてはどのようにお考えでし ょうか。

申請人

今,ご指摘のありました市街地を通らなければならないというご指摘がありましたが、市街地の反対側に「み春野団地」があり、その団地につながる道路が今、私がやっている職場と近いので、そちらのほうから入ってはどうかと考えています。できるだけ市街地の密集している所は通らないようにしたいと思います。また、少年野球場の所は、私も現場を何回か見ていますが、道路の幅員は広いので、気を付けて通れば、迷惑をかけないようにできるのではないかと思っています。

間野委員

十分に気を付けて走行していただきたいと思います。それと,資材置場に搬入したり,搬出したりすると思うのですが,その利用頻度,使用頻度や出入りする時間帯などを教えていただきたい。

申請人

今私たちの使っている資材置場は狭いのですが、すぐ近くにありますので、頻度については、一度に運び込まないで、迷惑をかけないようにやりたいと思っています。大きな車で運ぶと迷惑でしょうから、大きくても2トン車まで、できれば軽自動車で運搬したいと考えています。なるべく支障のないようにやりますので、工事が始まったからといって、何か月で全部やってしまおうというつもりもありませんので、まず場所を作らせていただければ、その都度、合間をみてやらせていただきます。

間野委員

分かりました。資材置場として利用するときの走行について、十分に注意していただきたいと思います。それと地元もかなり心配されているみたいなのですが、地元に対する資材置場の説明会開催のお考えなどありますでしょうか。

申請人

呼んでいただければ説明に伺います。

間野委員

要望があればということですね。

申請人

そうですね。私どもからということではなくて、地元のみなさんが集まっているので説明に来てくださいというのであれば、説明させていただきます。

議長

他に質疑ありませんか。 花島委員どうぞ。

花島委員 9番 花島です。資材置場に置く車両ですけれども、これは何トン車で すか。 申請者 2トン車と軽自動車です。 花島委員 2トン車ということですけれども、長さはどれくらいですか。 申請者 普通の駐車場に入るレベルですから、普通の自家用車と同じレベルで、 長さ5メートルで普通の乗用車と変わらないと思います。 議長 他に質疑ありませんか。 稲垣委員どうぞ。 稲垣委員 11番 稲垣です。 この土地利用計画図の中に、重機というのがあるのですが、この重機は どれくらいの大きさですか。 申請者 重機もその2トン車に乗るくらいの大きさです。それぐらいの規模でし か、うちのほうもやっていないので、また、ローラーも道路工事をやるよ うなローラーはここには持ってこないです。 稲垣委員 先ほど、少年野球場のほうから入ってくるという話でしたが、そこの角 度が、かなりきついように見えるのですが、大丈夫なのでしょうか。 まだ実際に走ったことはないのですが、見た感じでは大丈夫だと思いま 申請者 した。 議長 他に質疑ありませんか。 【質疑なしの声あり】 議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。ご苦労様でした。 申請人は退室してください。 【1番 申請人退室】

議長

議事を進めます。

これより議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。

【討論なしの声あり】

議長 討論なしと認め、討論を終わります。続いて採決を行います。

議案第1号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに 賛成の農業委員の挙手を求めます。

【挙手】

議長 挙手,全員であります。

よって、議案第1号の1番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。

【傍聴人退室】

議長 次に、2番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室 願います。

【2番 申請代理人入室】

議長申請代理人の方でよろしいですか。

申請代理人 はい。

議長 申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。

次長 議案朗読(2番)

局長 本件は、7月1日、地区担当の戸田推進委員と7月の現地調査班で調査 を行いました。

場所は、案内図3ページをご覧ください。神久保向台の畑で秀明大学の西約300メートルに位置しています。土地利用計画図は次の4ページを併せてご覧ください。

申請理由は、申請地において物流倉庫を建設する計画があり、開発事業

予定者と八千代市教育委員会と協議した結果,申請地は埋蔵文化財包蔵地であり,開発事業前に埋蔵文化財の試掘調査が必要であるため申請に至っています。

申請内容は、八千代市教育委員会が埋蔵文化財の試掘を行うため、土地を使用貸借し、農地の一時転用申請を行うものです。

なお、試掘が終了した際は農地に復元しますが、その後、施設の建設を 目的とした開発許可の取得及び農地転用許可申請を予定しているとのこと です。

転用許可基準である立地基準は、まず農地区分については、当該地は、 農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満である こと、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第 3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。

第2種農地は許可基準について、土地の代替性が問われますが、第1種 農地と同様に、申請に係る農地を文化財発掘等の目的で、調査研究の用に 供する場合には、農地法施行規則第35条第1号の規定により、例外的に 許可できるものとされています。

申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、試掘費用は予算の範囲内で八千代市教育委員会の負担で行うことになります。

転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。

周辺農地の営農条件への支障は、申請地の近隣には農地はなく、敷地内での試掘調査のため、土砂の流出の影響はありません。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。

議長

続いて,担当委員の意見を求めます。

8番 佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

8番 佐藤です。

去る7月1日に現地調査を行いました。

現地は畑として、適切に管理されておりました。

また、事務局から説明のあったとおり、今回は、開発前に埋蔵文化財の 試掘を行う必要があるため、一時転用して調査を行うこととなります。調 査後に農地へ復元することとなりますので、申請については、問題ないと 考えております。

委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

議長

質疑を行います。

質疑ありませんか。

【島村委員挙手】

議長

3番 島村委員どうぞ。

島村委員

3番 島村です。ひとつ質問ですが、仮に文化財が出土し、本調査になった場合には、調査費は事業者持ちになると思いますが、その場合でも開発事業は継続する予定なのですか。

申請代理人

本調査の費用が大きくなる場合には、その後の開発行為を行わないこと もありますので、開発許可に先立って、試掘を行いたいとするものです。

議長

他に質疑ありませんか。

【質疑なしの声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。

申請代理人は退室してください。

【2番 申請代理人退室】

議長

議事を進めます。

これより議案第1号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。

【討論なしの声あり】

議長

討論なしと認め、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第1号の2番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに 賛成の農業委員の挙手を求めます。

【挙手】

議長

挙手,全員であります。

よって、議案第1号の2番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。

議長

●議案第2号 農地法第3条の件,

1番について、事務局より概要の説明を願います。

次長

議案朗読(1番)

局長

本件は、7月1日、地区担当の戸田推進委員と7月の現地調査班で調査 を行いました。

場所は、案内図5ページをご覧ください。真木野橋戸の田4筆で、秀明 大学グラウンドの北約250メートルに位置しています。

申請内容は,土地の売買取得です。

譲受人の申請理由は、農業経営の拡大をはかりたいとするものです。

農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。

機械の保有,技術についても永年,農業経営を続けてきた農家ですので 問題ありません。

農作業常時従事要件は、従事日数が180日ですので、150日要件を満たしています。

下限面積要件は、現在の耕作面積は7,993平方メートルですので、 すでに30アール要件を満たしています。

地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。 説明は以上です。

議長

続いて, 担当委員の意見を求めます。

戸田推進委員どうぞ。

戸田推進委員

8番 戸田です。

去る7月1日, 現地調査を行いました。

現地は田として、適切に管理されておりました。

本件については,譲受人が当該農地を取得し,規模を拡大したいという ものです。

譲受人の取得要件についても, 永年経営を行っている農家世帯ですので,

許可について特段問題はないと思います。

委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

議長質疑を行います。

質疑ありませんか。

【質疑なしの声あり】

議長質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案第2号について、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

【討論なしの声あり】

議長 討論なしと認め、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。

【挙手】

議長 挙手,多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 ●議案第3号 農用地利用集積計画審議の件については、申請が7件ありますが、申請番号7番に私が関係しています。

このため、申請番号1番から6番までで一度審議・採決を行った後、申 請番号7番の審議・採決を行います。

それでは、まず申請番号 1 番から 6 番について、審議・採決を行います。 申請番号 1 番から 6 番について、事務局より概要の説明を願います。

次長 議案朗読(1番)

局長 右上に「別紙1」と書いてあります、令和3年第7回総会議案第3号案 内図の1ページをご覧ください。

本件の場所は、桑橋金堀境の田2筆で、睦橋の北西約610メートルに

位置しています。

借人の申請理由は、使用貸借権の再設定で、期間は5年です。

貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。

常時従事要件は、従事日数は150日となっており、150日以上を満たしています。

次長 議案朗読(2番)

局長 続きまして、案内図の2ページをご覧ください。

本件の場所は、桑橋金堀境の田1筆で、睦橋の北西約620メートルに 位置しています。

借人の申請理由は、使用貸借権の再設定で、期間は5年です。

貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。

常時従事要件は、従事日数は200日となっており、150日以上を満たしています。

次長 議案朗読(3番及び4番)

局長 続きまして、案内図の3ページをご覧ください。

本件の場所は、島田台大東台の畑2筆で、秀明八千代中学校・高等学校の東約270メートルに位置しています。

申請番号3番については、借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で、期間は5年です。

貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

賃料は、10アールあたり10、000円です。

申請番号4番については、借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で、 期間は5年です。

貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。

常時従事要件は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。

次長 議案朗読(5番及び6番)

局長 続きまして、案内図の4ページをご覧ください。

本件の場所は、島田西台等の畑3筆で、睦北保育園の南約250メートル付近に位置しています。

借人の申請理由は、使用貸借権の再設定です。期間は5年です。

貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地はありませんが、 貸付地があります。対象地は効率的な利用のために、法人島田に貸し付け ていますが、適切に耕作されているため、問題はありません。

常時従事要件は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。

議長 一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

【質疑なし声あり】

議長質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案第3号の1番から6番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。

【討論なしの声あり】

議長 討論なしと認め、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第3号の1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【举手】

議長 挙手,全員であります。

よって、議案第3号の1番から6番については、原案のとおり承認する ことに決定しました。

議長 次に、申請番号7番について、審議・採決を行います。

7番については、私が関係していますので、質疑まで出席し、討論・採

決の際に退室します。

それでは、これより議長を將司会長職務代理に交代します。

議長

議長を務めます將司です。よろしくお願いします。

(職務代理)

議事を進めます。

申請番号7番について、事務局より概要の説明をお願いいたします。

次長

議案朗読(7番)

局長

案内図の5ページをご覧ください。

本件の場所は、神野宮田の田1筆で、平戸橋の北東約360メートルに位置しています。

借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で、期間は5年です。

貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

賃料は、10アールあたり米1.5俵です。

利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。

常時従事要件は、従事日数は200日となっており、150日以上を満たしています。説明は以上です。

議長

質疑を行います。

(職務代理)

質疑ありませんか。

【質疑なしの声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

(職務代理)

それでは, 小名木会長は退室してください。

【小名木会長退室】

議長

議事を進めます。

(職務代理)

これより議案第3号の7番について、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

【討論なしの声あり】

議長

討論なしと認め、討論を終わります。

(職務代理)

続いて採決を行います。

議案第3号の7番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【挙手】

議長

挙手,全員であります。

(職務代理)

よって、議案第3号の7番については、原案のとおり承認することに決 定しました。

小名木会長、入室お願いいたします。

これより議長を小名木会長に交代します。

【小名木会長入室】

議長

議事を進めます。

●議案第4号 八千代市農政審議会委員の選任の件,

事務局より概要の説明を願います。

局長

それではお手元にお配りしました,別紙2「議案第4号 八千代市農政 審議会委員の選任案」をご覧ください。

八千代市農政審議会委員につきましては、現在、立石勝則委員が委嘱されているところですが、その任期が令和3年7月24日に満了することから、農政課より次期委員の推薦依頼がありましたので、將司委員を選任したいとするものです。

説明は以上です。

議長

この件につきましては,総会運営委員会に諮っておりますので,立石勝 則委員長から報告願います。

立石勝則委員

委員長の立石です。

本日総会運営委員会が開催されまして、その中で次期委員の選任を協議 いたしました。その中で、將司委員にお願いしたいということでまとまり ましたので、推薦することといたしました。以上報告いたします。

議長

ただ今,総会運営委員会から意見がありましたが,議案第4号について, 原案のとおり選任することに異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり決定しました。 將司委員におかれましては、今後よろしくお願いいたします。

【稲垣委員早退】

議長

ここで,議案第5号の審議にあたり,経済環境部農政課の担当職員の入室を願います。

【農政課職員入室】

議長

それでは議事を進めます。

●議案第5号 八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について、農政課より説明願います。どうぞ着席してください。

農政課長

初めに,自己紹介させていただきます。私,農政課長の余田と申します。 それから農政課の三橋主査,吉田主任主事でございます。

それでは着席させていただき, 担当より説明させていただきます。

農政課職員

農政課の吉田です。私から議案第5号「八千代市農業振興地域整備計画 の変更」について説明させていただきます。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において 農業振興地域整備計画を変更する際は農業委員会に意見を聴くものとする と規定されていることから、実施するものです。よろしくお願いいたしま す。

まず、2ページに今回変更する農用地区域を記載しておりますのでご覧ください。今回の変更は重要変更1件となっております。

説明については、4ページ以降の案内図等にて行わせていただきます。 次に資料の3ページをご覧ください。今回変更する農用地区域を示して おります。

次に、今回の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件をすべて満たしている案件と判断しており、また、農地転用につきましても見込みがある旨の回答を農業委員会事務局の担当からいただいております。

そのため、農用地区域から除外後、農地転用の手続が行われる予定であることから、詳細な内容につきましてはその際にご確認いただけるため、

今回の説明につきましては、場所と面積と理由のみ簡潔にご説明させてい ただきます。

2ページをご覧ください。

変更予定地の地番は村上758番3の一部,759番1の一部,760番1の一部,783番2です。変更面積は,695.97平方メートルです。

変更理由は、コンビニエンスストアの店舗の建て直し及び駐車場面積を 拡張するため、農用地区域に指定されている筆を除外します。

4ページの案内図をご覧ください。こちらが、今回の事業計画地と除外の申出地となります。コンビニエンスストアの敷地拡張後の面積は青い線で囲まれた箇所になりますが、赤い線で囲まれた駐車場拡張予定地の一部が農用地区域に指定されているため、農用地区域の除外手続を行うものです。青い線の中で赤く囲まれたところが農用地区域となります。

5ページをご覧ください。土地利用計画図となっております。4ページ と同様の形状で赤い線で囲まれている箇所が農用地区域に指定されていま す。この部分を農用地区域から除外する変更手続を行います。

以上で、今回の農業振興地域整備計画の変更について、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑を行います。 質疑ありませんか。

【質疑なしの声あり】

議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

農政課の皆さんはお疲れさまでした。退室してください。

【農政課職員退室】

議長

議事を進めます。

議案第5号について,八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴い,農業委員会として報告すべき意見はありますか。

【意見なしの声あり】

議長

それでは、意見なしということで異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長

議案第5号については、意見なしとして、市長へ回答することに決定しました。

議長

ここで、議案第6号の審議にあたり、都市整備部公園緑地課の担当職員 の入室を願います。

【公園緑地課職員入室】

議長

議事を進めます。

●議案第6号 八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う意見 聴取について、公園緑地課より説明を願います。

公園緑地課職員

公園緑地課の中村です。私から説明をさせていただきます。座って説明 させていただきます。

議案の説明に入ります前に、委員の皆様におかれましては、昨年の7月に就任されており、生産緑地の都市計画変更について説明させていただくのが初めての方もいらっしゃいますので、まず初めに、生産緑地制度そのものについて説明させていただきます。

別紙4議案第6号参考資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。生産緑地は、生産緑地法に基づき、「市街化区域内にある農地で良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している500平方メートル以上の農地」を都市計画の一種として定めております。なお、注釈1にあるように、面積の最低規模は市の条例により定めることができ、八千代市では、昨年12月24日に八千代市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を定めまして、法律では500平方メートル以上となっているのですが、八千代市では最低の規模を300平方メートルとしております。

八千代市では、令和3年3月31日時点で173地区約46.61へクタールが生産緑地として指定されています。

生産緑地に指定されると建築等の行為の制限がかかる一方,通常の市街 化区域農地は固定資産税が宅地並み課税なのに対し、農地課税となります。

生産緑地の指定の解除を行いたい場合、まずは市に対し買取りの申出が必要になります。買取りの申出が可能になるには要件があり、1つ目は指定から30年が経過した場合、2つ目は主たる従事者が故障した場合、3つ目は主たる従事者が死亡した場合です。この3つのうち、どれか1つが

当てはまれば申出が可能になります。なお、故障や死亡を理由とした場合は土地所有者ではなく、あくまでも主たる従事者、主に農業をやっている方が対象となっております。例えば、土地所有者がお父さんであって、主に農作業を行っているのが息子さんの場合、土地所有者のお父さんが故障などをしても要件を満たしたことにはなりません。また、八千代市の生産緑地は最初の指定が平成4年であるため、今のところ30年を経過したという要件に当てはまるものはありません。

買取り申出後は、市の方で買い取りについて、内部での検討及びその他 関係機関への照会を行います。市及びその他関係機関で買い取らない場合 は、農業委員会や八千代市農協へ農家さんへの斡旋を協力してもらいます。 最終的に申出から3か月で所有権の移転が行われなかった場合に建築等の 行為の制限が解除されます。俗に言われる「生産緑地の解除」というのは、 この行為制限の解除のことをいいます。

よく、買取りの申出が可能になる3つの要件のことを「解除のための要件」と言ってしまいますが、本来は「要件に当てはまれば、解除のために買取りの申出ができる」のではなく、「要件に当てはまれば、買取りの申出が可能となり、結果的に解除となる」という考え方になります。

行為制限が解除されれば、農地転用の届出後に、建築等を行うことが可能となります。しかし、この時点では、都市計画上では生産緑地として指定されたままです。都市計画の変更は、市の都市計画審議会を経て県との協議によって行われます。

農業委員会の総会で、農業委員の皆様からご意見を伺うのは、都市計画 運用指針20の2の(2)の④において、生産緑地地区に関する都市計画 の決定や廃止等に際しての農地等の認定については、農業委員会の意見を 聞くことが望ましいとなっているためです。

先ほど、指定から30年経過の生産緑地はないと説明しましたが、そもそも、現在の生産緑地制度始まったのが平成4年となるので、他市でも30年が経過した現行制度の生産緑地はありません。令和4年をもって平成4年に当初指定された生産緑地が30年を迎えることになります。30年を迎える生産緑地ができるので、国が新しい制度を作りまして、それが特定生産緑地制度となります。

資料の2ページをご覧ください。特定生産緑地制度は簡単に言えば「生産緑地を10年延長する」といったものになります。

今まで、法律上、30年経てばいつでも生産緑地を解除できるといった 案内をしてきました。これは、指定から30年を経過すれば、いつでも買 取りの申出をすることができるようになるからです。今回新設された特定 生産緑地制度では、30年を経過する生産緑地について、いつでも買取り 申出が可能となる要件を10年延伸することで、税制等も同様に延長されることとなります。一方、延伸しない場合は5年の激変緩和措置の後、宅地並み課税となります。

資料の3ページをご覧ください。これは30年経って10年延長をしなかった場合の激変緩和措置のイメージです。1年で2割ずつ上がりまして、5年後には宅地並み課税、生産緑地に指定されていない市街化区域内の農地と同じような割合の課税となります。

資料の4ページをご覧ください。税制の一覧表になります。八千代市は 三大都市圏特定市にあたります。生産緑地の欄を見ていただくと、30年 経過後、特定生産緑地の指定を受ければ、固定資産税は農地評価となり、 相続税についても納税猶予がありますが、30年経過後、特定生産緑地の 指定を受けないと、固定資産税は宅地並み評価となり、相続税についても 現世代から相続した場合、猶予はなくなってしまいます。

資料の5ページをご覧ください。特定生産緑地に指定した場合のメリットとなります。特定生産緑地制度は、30年が経過した生産緑地は、いつでも買取りの申出が可能となり、事実上、生産緑地としての制限がなくなるため、税制措置をそのままにはできないということで新設された経緯があります。

ここに記載のとおり、特定生産緑地とする場合、30年を経過する前に 手続をすべて完了する必要があります。手続につきましては、指定を希望 する、つまり「農地としての管理を継続するので生産緑地としての税制の 特例措置を受けたい方」から同意書を提出してもらう必要があります。

手続の仕組は市によって異なりますが、八千代市では、令和2年2月特定生産緑地の指定手続に関する要領を制定し、手続を実施しております。

その中で特定生産緑地への指定の基準を「(1)都市計画において交通施設,公共空地等の都市計画施設に定められている区域を含む地区内にあるもの」または「(2)現状において適切な管理がされており、今後も継続した管理が行われるとみられるもの」とし、本市は公園緑地課が事前に実施した現地確認の結果と指定の基準を照らし合わせ、どちらかに当てはまるものについて、指定の意向通知を発送しました。現地確認時に一部管理が適切とは見られない筆がありましたが、そういったものは所有者に直接連絡を行い、草刈り等の管理を促した後、再度確認をしたうえで指定意向通知や不指定の通知を送付することとしました。市からの指定意向通知等の送付状況は、平成4年指定の生産緑地所有者127件に対し、126件に発送済みです。残り1件についても、所有者には話しをしており、現在判断をお願いしていただいております。

市からの意向通知等を受領した方につきましては、特定生産緑地の指定

を受けたい場合は同意書を,指定を受けたくない場合は不同意書を提出し て頂くこととしております。

現在の同意書等の受領状況ですが、令和3年7月7日時点で、127件中77件、面積にて約39.7へクタール中約26.5へクタール分受領しております。その内、特定生産緑地への指定に同意されている面積は約23.3へクタールとなっております。

同意書等の提出締め切りは今年の8月末とさせていただいており、未提 出の方に関しましては、公園緑地課から提出を促していきます。また、所 有者の中には、8月末までに提出が困難な方もいると思いますので、その ような方には柔軟な対応を取っていくこととしております。

以上で生産緑地制度に関しての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号「八千代都市計画生産緑地地区の変更」について説明させていただきます。

本件は、都市計画運用指針20の2の(2)の④において、「生産緑地地区に関する都市計画の決定や廃止等に際しての農地等の認定については、農業委員会の意見を聞くことが望ましい」となっているため、本総会に諮るものであります。よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料、別紙5議案第6号・八千代都市計画生産緑地 地区の変更をご覧ください。

まず、1ページから3ページに今回変更する生産緑地地区の概要をまとめております。

説明については、4ページ以降の図に基づき行わせていただきます。

お手元の資料の4ページの位置図をご覧ください。今回変更する8地区 の位置を示しております。

それでは、地区別に説明いたしますので、5ページの都市図をご覧ください。

89号萱田町第9生産緑地地区です。

変更前面積は、2.02へクタールです。場所は、京成電鉄大和田駅から北北東約0.7キロメートルにあります。当地区は、主たる農業従事者の故障による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部、黄色部分の約0.15へクタールを廃止するものです。

続きまして, 6ページをご覧ください。

127号上高野第15生産緑地地区です。

こちらの変更前面積は、約0.98ヘクタールです。場所は、東葉高速 鉄道東葉勝田台駅から北東約1.8キロメートルにあります。当地区は、 区域に変更はありませんが、地積更正により面積の増加が生じたため、計画面積を変更するものです。変更後の面積は約1.06~クタールとなります。

続きまして、7ページの都市図をご覧ください。

4地区分ありまして、204号八千代台南第1生産緑地地区、205号八千代台南第2生産緑地地区、207号八千代台南第4生産緑地地区及び208号八千代台南第5生産緑地地区です。場所は、京成電鉄八千代台駅から南南西約0.5から0.65キロメートルにあります。各地区の変更前面積は、204号が約0.35ヘクタール、205号が約0.08ヘクタール、207号が約0.14ヘクタール、208号が約0.06ヘクタールであります。

4地区とも所有者は同一であり、主たる農業従事者の故障による買取り 申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、 行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、各地区全 部となる黄色部分を廃止するものです。

次に、8ページの都市図をご覧ください。

236号大和田新田第72生産緑地地区です。

変更前面積は、0.94ヘクタールです。場所は、東葉高速鉄道八千代緑が丘駅から北西約0.9キロメートルにあります。当地区は、主たる農業従事者の故障による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部、黄色部分の約0.90ヘクタールを廃止するものです。

続きまして、9ページの都市図をご覧ください。

こちらは、新規指定になり、指定となった場合、238号大和田新田第74生産緑地地区となります。

八千代市では、これまで、平成4年を除き、特別な事情等がなければ新規の指定を行っておりませんでした。しかしながら、近年、都市部の緑地が減少してきていることから、国の方でも生産緑地を追加で指定することが望ましいとされたことに伴い、本年3月26日に「八千代市生産緑地地区指定基準」及び「八千代市生産緑地指定要領」を制定し、追加での指定も行うことといたしました。

地区の説明に戻ります。場所は、東葉高速鉄道八千代中央駅から西南西約1.1キロメートルにあります。

当地区は、平成4年に一度生産緑地に指定しておりますが、主たる従事者の死亡により平成23年に解除されております。今回、現在の所有者より生産緑地への指定提案があり、確認したところ継続した管理が可能であ

るということで、生産緑地地区に追加するものです。面積は約0.10へ クタールとなります。

以上ご説明いたしました89号,127号,204号,205号,207号,208号,236号及び238号の8地区について,生産緑地地区に関する都市計画の変更をするものです。

買取り申出は、故障による廃止が3件(6地区)です。

地区別にしますと、全部廃止が4地区、一部廃止が2地区、追加が1地区でございますので、地区数は3地区の減となります。

面積は、廃止による減少及び地積更正による増加を合わせて約1.50 ヘクタールの減となります。

この結果、本市の生産緑地地区は、全体で170地区、面積は約45. 11へクタールとなる見込みです。

以上で,今回変更する生産緑地地区に関する都市計画の変更について, 説明を終わらせていただきます。

議長

ご苦労様でした。ただいま議案第6号について、公園緑地課から説明が ありましたが、これについて質疑を行います。質疑ありませんか。

議長

間野委員どうぞ。

間野委員

12番 間野です。生産緑地の主たる従事者について、農家は複数で同じくらいの日数で従事することが多いので、この主たる従事者を複数人設定することは可能なのでしょうか。また、一部を廃止する変更が何件かありましたが、今後、また病気になってできないと2回故障を理由として、買取り請求することはできないのでしょうか。

公園緑地課職員

初めに、主たる従事者が複数設定できるかについてですが、毎年、1月1日現在での農家の皆さんから農業委員会を通じて報告していただいている従事日数をもとに、その家の中で一番従事日数の多い人を主たる従事者とさせていただいております。全員、同じ日数であれば、全員主たる従事者となり、その中の一人が故障した場合、買取り申出は可能となります。年齢によっては細かい規定もあり、例えば高齢な方よりも従事日数が少ない若い方が主たる従事者になる場合もあります。

次に、一部の買取り申出についてですが、家族で農業をやっていて、主たる従事者であるお父さんが怪我をして一部買取り申出をします。残る生産緑地については、お父さん以外の人が営農するというかたちになるかと思います。次の買取り申出については、もうお父さんは農業をやっていな

いので、主たる従事者ではないので、残った生産緑地をお父さんの故障を 理由に解除することはできません。他の農業従事者を対象として、買取り 申出をしていただくかたちになります。

間野委員

もう一点よろしいでしょうか。農家の従事日数というのは、畑に行ってトラクター乗って耕す日もあれば、田んぼの水回りを見るだけでも1日とカウントしています。よって誰でも、主たる従事者になることができます。例えば片腕を失くしたとしても、その時はもうできないと思っても、田んぼの見回りくらいはできるようになって、何年か経って、また買取り申出をしたいとなったときは、できないのでしょうか。

公園緑地課職員

故障を理由として買取り申出を受ける場合に、もう農業はできませんという医師の診断書を付けてもらっています。農業従事をしないことを前提に受けているので、復帰されたとしても、八千代市においては、2回目については、受けておりません。

議長

他に質疑ありませんか。中基推進委員。

中臺推進委員

説明の最後にありました生産緑地の追加については、いつ頃になる予定ですか。

公園緑地課職員

農業委員会の答申をいただき,市で縦覧し,千葉県の協議を行い,何事 もなければ12月頃に,追加の指定となる見込みです。

中基推進委員

特定生産緑地制度の指定を受けた場合は、解除の条件はどうなるのでしょうか。

公園緑地課職員

今までの生産緑地の解除の条件と変わらず、主たる従事者が死亡した場合、主たる従事者が故障した場合、そして、10年経って、特定生産緑地の指定が終わり、再延長しなかった場合は、いつでも買取り申出ができるようになります。

中基推進委員

買取り申出の条件は、基本的には変わらないということでよろしいですか。

公園緑地課職員

はい。

議長ほかに質疑ありませんか。

【質疑なしの声あり】

議長質疑なしと認め、質疑を終わります。

公園緑地課はご苦労様でした。退室してください。

【公園緑地課職員退室】

議長議事を進めます。

議案第6号について,八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴い,農業委員会として報告すべき意見はありますか。

【意見なしの声あり】

議長
それでは、意見なしということで異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 議案第6号については、意見なしとして、市長へ回答することに決定し

ました。

議長 ●報告第1号 会長決裁事項の報告について,

農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告をお願います。

次長 報告説明(1番及び2番)

議長質疑を行います。

質疑ありませんか。

【質疑なしの声あり】

議長質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。

議長 ●報告第2号 事務局長専決事項の報告について

農地法第4条届出書の件,事務局より報告を願います。

次長 報告説明(1番から3番)

議長 報告第2号については、報告のとおり届出があり、受理済みであります ので、ご承知願います。

議長 ●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。

次長 報告説明(1番から4番)

市川委員

議長

議長 報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みであります ので、ご承知願います。

議長 その他としまして、令和3年度第1回八千代市農業再生協議会総会が、 新型コロナウイルス感染症予防対策により書面において開催されましたので、市川委員から報告願います。

はい、1番の市川です。今、会長からお話がありましたとおり、総会が書面にて開催されました。開催通知施行日が令和3年5月26日、審議結果受理日が令和3年6月9日でございます。総会提出議案といたしましては、第1号議案が令和2年度八千代農業再生協議会事業報告書及び収支決算書の調印について、第2号議案が令和3年度八千代農業再生協議会事業計画案及び収支計画案の承認についてです。書面審査の結果、6月9日付けで、全員の賛成で両議案はすべて原案のとおり承認されました。なお、第1号議案の令和2年度事業報告書及び収支決算書に対し、監査の結果、いずれも正確に処理されており、問題なしとのことです。以上です。

議長 ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。

【質問なしの声あり】

質問等がないようですので、報告のとおりとします。 市川委員ありがとうございました。

議長 次に、令和3年度八千代市植物防疫協会総会が、新型コロナウイルス感

染症予防対策により書面において開催されましたので、私から報告いたします。

議長

6月18日付けで八千代市植物防疫協会会長から文書が届きまして,6 月30日までに賛成,反対の返事を出すことになっておりました。その内容ですが,第1号議案が令和2年度の事業報告と収支決算報告,第2号議案が令和3年度の事業計画案と収支予算案,第3号議案として令和3年度の新役員の承認についてということでございました。

それでは、簡単ですが、今年度の空中散布の事業計画について、昨年度との比較で申し上げます。今年の空中散布実施日は7月26日と27日の2日間であります。26日が睦地区・勝田・萱田の一部、27日が阿蘇地区・萱田の一部となっております。昨年と大きく変わったのが、使用薬剤が変更になりました。これまでは長くアミスタートレボンという薬剤を使っておりましたが、数年前からカメムシの被害が多くなり、前の薬剤もカメムシへの効用はあるということになっていたのですが、効果が出てないという批判が出ておりましたので、今回、対象病害虫をウンカとカメムシに絞って、それに効果の出る新しい薬剤、ラブサイドキラップFLで実施するそうです。

農薬代については、昨年は418万円でしたが、今年は281万円と137万円の減額ということで、これで効果が出てくれば申し分ないと思います。ただし、今年度の農家負担は昨年並みの負担金でお願いしますということです。今年の結果を見て、次年度以降、検討していくということになっております。作業説明会は明日の午後4時からJAの4階の会議室で行われます。

最後になりますが、新役員の承認ということで、植防の構成員は、JAと市役所、農業委員会、農業共済の4者からそれぞれ2名以上の役員を出して、役割分担を決めて実施をしています。実際には農協が中心で、農協の組合長が植防の会長を務めてきましたが、今年に入って組合長が体調不良となり、誰かほかの人にお願いしたいということで、植防の会長は農協の理事からお願いしたいということで、新たに神野から選出されている理事が会長ということで就任されました。他に農業委員会からは私と安原委員と花島委員が役員として出ており、私が副会長を仰せつかっています。このような書類の裁決で、今日先ほど結果が届きました。賛成9人、反対0人で全て可決されましたという結果でした。報告は以上です。

今の報告について, 質問があればお願いします。

【質問なしの声あり】

議長

質問等がないようですので、報告のとおりとします。

次に、令和3年度第1回広報委員会が開催されましたので、立石猛推進 委員から報告願います。

立石猛 推進委員

令和3年6月8日に令和3年度第1回広報委員会が開かれましたので報告します。令和3年度における農業委員会だよりの発行計画について、発行回数は2回、発行時期は1回目が令和3年11月、2回目が令和4年3月、仕様は、予算の都合上、1回目が8ページ全カラー、2回目が8ページで表紙最終ページのみカラーで白黒を織り交ぜながらということになりました。

次に、農業委員会だより第47号の掲載記事について、表紙は市内の花卉農家へのインタビューということで2ページ程度を利用して写真及びインタビューを載せます。その他には、令和4年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について、令和3年度における農業委員会の目標及び活動計画について、農業委員からの要望で、農地の権利移動等の手続に関する解説、女性委員の黒崎さんへのインタビュー、そして農業者年金の加入推進、全国農業新聞の購読勧奨、編集後記を考えております。報告は以上です。

議長

ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。

【質問なしの声あり】

議長

質問等がないようですので、報告のとおりとします。 立石猛推進委員ありがとうございました。

議長

以上をもって,本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に,事務局より連絡事項があります。

次長 事務連絡

- ○農業者年金加入推進活動に係る参考資料の配付について
- ○農業委員会活動記録簿の回収について
- ○議案書及び現地調査結果報告書について
- ○次回の総会について

8月5日(木)午後1時30分から 市役所 別館2階 第1・第2会議室

	○次回の現地調査について
	7月30日(金)
	担当委員:間野委員, 齋藤委員
	現地調査:午後1時15分に事務局へ集合
議長	以上で令和3年第7回総会を閉会します。